

◎救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

(平成一九年六月二七日法律第一〇三号)(参)

一、提案理由(平成一九年四月二七日・参議院本会議)

○鶴保庸介君

……………(略)……………

次に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリは、事故、急病や災害等の発生時に救急現場等に出動することにより、救命率の向上や後遺症の軽減に顕著な実績を上げております。政府はドクターヘリの導入を進めておりますが、現在、十一機が運航するにとどまっております。

そこで、本法律案は、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を提供する体制の確保に寄与しようとするものであります。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律による施策は、救急医療用ヘリコプターにより速やかに救急医療を行う態勢を全国的に整備することを目標としております。

第二に、厚生労働大臣は、医療法の基本方針に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとしております。

第三に、都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に関し、関係者が協議する場を設ける等の措置を講ずるものとしております。

第四に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に対する補助の制度を定めることとしております。

第五に、民間からの寄附に基づく基金を設けて、助成金を交付する非営利法人を登録する制度を設けることとしております。

第六に、政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用ヘリコプターに要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法等の規定に基づく支払について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○決議(平成一九年四月二六日)

医療は、国民が安心して生活を送るための重要な基盤であり、とりわけ救急医療については、先般の医療法改正においても、都道府県が策定する医療計画に重点的に位置づけられており、国民の生命、健康を確保するために必要不可欠なものといえる。

昨今、医療制度改革、市町村合併等により、医療機関の集約化、救急業務の広域化が進み、関係省庁の連携も一層重要になりつつある。

こうした中で、救急医療体制については、これまでも、初期、二次、三次の役割分担に基づいて体系的な救急医療の整備が行われるとともに、救急救命士制度の創設等により救急搬送体制との連携が推進されてきたところである。

その一環として、政府は、平成十三年度よりドクターヘリ導入促進事業として補助事業を実施することにより、ドクターヘリの導入を進めているところであるが、現在、十道県十一機が運航するにとどまっている。

このような観点から、本委員会においては、救急医療体制の充実を図るため、引き続き、必要な調査を含め、鋭意審議を行っていくものとする。

政府においても、こうした現状を踏まえ、次の事項をはじめとする救急医療体制に係る諸課題について検討を行い、必要な施策を講ずるべきである。

- 一、国民が安心して生活を送ることができるよう、引き続き、救急医療体制の整備に努めること。その際、隣接・近接する地方自治体間の連携・協力に留意すること。
- 二、消防防災ヘリを含む救急患者搬送用のヘリコプター、ドクターカー等他の搬送手段についても、救急医療との緊密な連携の下、その有効な活用を図ること。
- 三、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の強化を図る等救急搬送と救急医療の連携に努めること。
- 四、救急搬送体制との連携も考慮しつつ、現行の救命救急センターの量的・質的充実を図ること。
- 五、救急医療体制に関わる従事者の確保のため、その育成について一層の強化を図ること。
- 六、都道府県の救急医療体制の確保について、予算面での支援を行うこと。
- 七、助成金交付事業を行う法人に係る登録制度等を創設する場合は、適切な法人を選定するよう基準を設定し、助成金が適正に交付されるよう、必要な措置を講ずること。
- 八、傷病者の救命、後遺症の軽減等の観点から、救急医療用ヘリコプター等を用いた救急医療等に関する研究を推進すること。
- 九、心肺蘇生法の普及等、引き続き、一般国民の救急医療に対する理解及び啓発に努めること。

右決議する。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成一九年六月一九日）

○櫻田義孝君　ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、医師が直ちに搭乗できる場所に配備されている救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るため、国及び都道府県が整備目標を定めること、補助を行うことができること等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六月十二日本委員会に付託され、翌十三日参議院厚生労働委員長代理者参議院議員阿部正俊君から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

（注） 参議院においては、委員会の審査は省略された。